

# 第三セクター等の抜本的改革（平成21年度～）

## 趣旨・背景

第三セクター等の経営悪化や、地方公共団体財政健全化法の全面施行（平成21年度以降）により第三セクター等に係る債務等が健全化指標で捕捉されるようになったこと等を踏まえ、第三セクター、地方公社及び公営企業の抜本的改革について、先送りをすることなく早期に取り組み、将来的な財政負担の明確化と計画的な削減に取り組むことが求められた。



- 「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」（平成21年6月23日付け総務省自治財政局長通知）等により、平成21年度から25年度までの間に、「第三セクター等改革推進債」も活用した第三セクター等の存廃を含めた抜本的改革への集中的かつ積極的な取組を要請。

## 第三セクター・地方公社の抜本的改革

平成21年度から25年度までの間に、基本的にすべての第三セクター等を対象として、必要な検討を行い、第三セクター等改革推進債も活用し、存廃を含めた抜本的改革を集中的に行うことを要請（「第三セクター等の抜本的改革等に関する指針」（平成21年6月総務省自治財政局長通知））。

<主な要請内容>

- 現在、第三セクター等が行う事業の意義（公益性）、採算性、事業手法等についての検討
- 抜本的改革を行うに当たっての情報開示の徹底による責任の明確化、議会の関与等
- 存続する第三セクター等の指導監督等（地方公共団体による経営状況の把握、議会への説明と住民への情報公開、経営責任の明確化、公的支援の限定（特に損失補償は行うべきではない）、資金調達はプロジェクト・ファイナンスの考え方を基本とするべき等）

## 公営企業の抜本改革

第三セクター・地方公社と同様、平成21年度から25年度までの間に、第三セクター等改革推進債の活用も念頭において、抜本改革の推進を集中的に行うことを要請（「公営企業の経営に当たっての留意事項について」平成21年7月総務省自治財政局公営企業課長等通知）。

- 平成21年3月、「経済財政改革の基本方針2008」等を踏まえ、第三セクター等の整理又は再生を円滑に実施することができるよう、地方財政法の一部改正により「第三セクター等改革推進債」を創設（平成21年度から25年度までの間の特例措置（地方財政法改正（平成26年4月1日施行）により、経過措置が講じられる。））。

# 第三セクター等の抜本的改革の成果

## <第三セクター等の抜本的改革の評価>

- 平成21年度から平成25年度までの間に進めていた第三セクター等の抜本的改革は、全国的に見れば、地方公共団体による財政支援の大幅な減少、赤字法人や債務超過法人の整理等、相当の成果があがっている。
- 第三セクター等改革推進債は、平成28年度までに約200件、約1兆円の許可が行われる等、有効に活用されている(平成28年度まで経過措置が講じられており、18団体の20計画が経過措置の対象として承認されている。)

## ○第三セクター等の抜本的改革の進捗状況

(単位:億円、法人)

	平成20年度	平成25年度	増減率 (H20→H25)
地方公共団体の損失補償・債務保証額	74,784.0	40,783.7	▲45.5%
借入額	168,412.5	108,993.2	▲35.3%
地方公共団体からの借入額	46,362.2	42,445.8	▲8.4%
地方公共団体以外からの借入額	122,050.4	66,547.4	▲45.5%
地方公共団体からの補助金等交付額	4,378.8	2,688.3	▲38.6%
法人数(総数)	8,685	7,634	▲12.1%
経常赤字法人数	2,783	2,544	▲8.6%
債務超過法人数	409	282	▲31.1%

※各年度の「第三セクター等の状況に関する調査」(公営企業課)による。

※地方公共団体が出資又は出えんを行っている社団法人・財団法人、会社法人及び地方三公社の状況である(特別法に基づき設立された法人等を除く。)

※「経常赤字法人数」「債務超過法人数」は地方公共団体の出資比率が25%未満かつ財政援助を行っていない法人を除く。

※「法人数(総数)」は各年度末時点の数であり、それ以外は各年度末直近の財務諸表による。

## ○第三セクター等改革推進債の許可額(平成21年度～平成28年度までの累計)

214件・1兆826億円(第三セクター 39件・2,126億円、地方公社 140件・7,267億円、公営企業 35件・1,434億円)